

# 大島干潟造成事業について

大島地区における干潟造成事業について紹介します。

## 1. 干潟造成事業の背景



国土交通省及び水産庁により策定された瀬戸内海環境修復計画によると、昭和50年以降、約1450ヘクタールもの藻場・干潟が消失しており、この30年余りで、たくさんの貴重な水産資源が失われています。

このような背景を踏まえ、海域環境の回復に向け、干潟の再生を図るため、国土交通省中国地方整備局において、事業で発生した土砂の有効利用により、大島地区に約29ヘクタールの干潟造成が行われました。

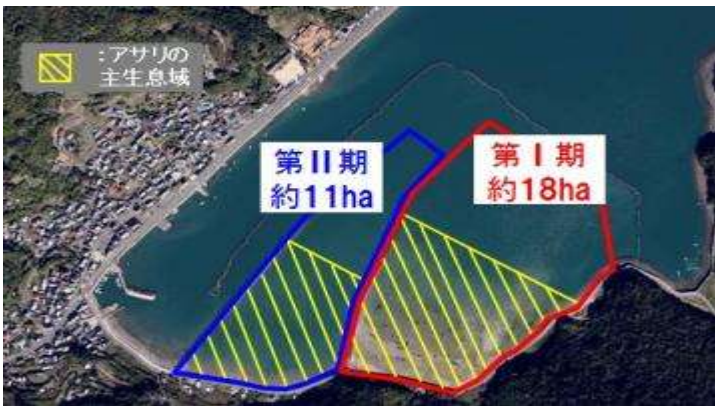
## 2. 干潟造成の内容

大島地区における干潟造成については、既存の生態系への影響軽減のため、第1期、第2期と、段階的に整備が行われました。

第1期については、平成17年度から平成23年度に整備し、面積は約18ヘクタールです。

第2期については、平成20年度から平成24年度に整備し、面積は約11ヘクタールです。

今回の造成は、稚貝を放流することなく天然アサリが継続的に生息できる環境を構築するという、アサリの自律的再生産が主な目的となっています。



干潟の造成範囲

### 3. アサリ漁業に向けた取り組み

アサリ漁業に向けた取り組みとして、アサリの生育場としての現地試験や維持管理手法の検討が行われています。第1期工区においては、平成20年度から地元漁業者と協働で、ナルトビエイやクロダイ、ツメタガイなどの食害生物からアサリを守るための被覆網の敷設などを行い、本格的なアサリ漁業が行えるように調査しています。



被覆網の敷設の様子



試験的アサリ漁業の様子



漁獲されたアサリ

※当海域は、漁業法に基づき共同漁業権が設定されています。漁業権のない一般の方によるアサリの採取は禁止されており、採取すると漁業法により処罰されますのでご注意ください。

#### 4. 自然学習の場としての干潟の活用～海辺の自然学校～

地元の小学生を対象として、干潟の生き物について関心を高め、自然環境の大切さを思う心を育てることを目的とした「海辺の自然学校」が、国土交通省において開催されています。

この体験学習は、平成16年度から実施され、令和3年度までに22回、延べ約820名の児童が参加しています。







## 5. 干潟造成に伴う環境形成

大島干潟での水生生物の生息状況としては、環境省レッドデータ準絶滅心配種であるウミヒルモをはじめとし、アマモ、コアマモなどの海草・藻類の生息が確認されています。生物については、カニ類、魚介類のエサとなるエビ類の水底生物や、漁業対象種である、クルマエビ、ナマコ、ガザミ、ソイ等が確認されており、人工干潟が水生生物の産卵場、生育場として機能していることがわかります。

大島干潟造成事業について-山口県周南市



※当海域は、漁業法に基づき共同漁業権が設定されています。当海域での水生生物の採取は制限されており、漁業権のない一般の方が漁業権のかかる範囲で水生生物を採取すると、漁業法による処罰の対象となりますのでご注意ください。

## 6. 土木学会「環境賞」と日本港湾協会「技術賞」の受賞

この大島干潟は、整備の段階で設定した目標に従い、事業を計画的に実施し一定の成果が得られたことから、海域環境の創造に貢献した画期的なプロジェクトとして、平成25年度土木学会の「環境賞」を、平成26年度日本港湾協会の「技術賞」を、国土交通省中国地方整備局宇部港湾・空港整備事務所と周南市の連名で受賞しました。

### 平成25年度 土木学会 「環境賞」



### 平成26年度 日本港湾協会 「技術賞」



このページに関するお問い合わせ先

### 水産課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地  
水産担当  
Tel:0834-22-8366  
Fax:0834-22-8575

メールでのお問い合わせはこちら